

監査の概要

送付日	令和5年12月15日	整理番号	0501-0509
1 監査種別	定期監査（令和5年度）		
2 監査の対象期間	令和5年 4月 1日～令和5年 7月31日		
3 監査の実施期間	令和5年 8月24日～令和5年12月 4日		
4 監査結果報告日	令和5年12月15日		
5 改善通知受理日	令和 6 年 7 月 1 日		
6 監査対象団体・部局	福祉部		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 老人短期入所事業費負担金について [所管：地域福祉課]

A 改善要望事項

老人短期入所事業費負担金は、市の規則である老人福祉法による費用の徴収に関する規則に基づいて施設の入所者から徴収するものであり、その金額は同規則の第3条第1項第2号で1日につき2,570円とされている。

今回の監査に当たって当該金額の積算方法を課に尋ねたところ、当該金額は長期入所に係る援護委託料等に基づいており、国からの通知でこれに変更があれば積算し直すものであり、令和2年度に改定した当該金額は2,620円/日であるとの説明を受けた。

規則の金額（2,570円/日）と2,620円/日の不一致について、課によれば規則の改正を失念していたとのことであるが、一方で2,620円/日は課内の決裁文書において意思決定しているものであるから当該金額は妥当なものであるとのことであった。

規則で規定された金額は、その規則が改正されるまで効力を有するものであり、請求した金額は改正に向けた過程のものであることから、事後の対応を十分検討するとともに、早急に規則改正等必要な措置を講じられたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

「老人福祉法による費用の徴収に関する規則」を改正し、正しい金額に変更済みです。また、過大に徴収した負担金については、対象者に説明、謝罪のうえ、返還の対応を行いました。

2 公益社団法人川西市シルバー人材センターに対する土地建物の貸付について

〔所管：地域福祉課〕

A 改善要望事項

公益社団法人川西市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は市の財政援助団体であり、中央北地区特定土地地区画整理事業に伴い平成27年に川西市火打1丁目10-9に事務所を移転している。

シルバー人材センターの事務所は市の普通財産である土地建物を使用しており、当該貸付料は移転後も移転前と同様、土地は免除、建物は875,000円/年であるとのことであった。

移転前後で貸付料が同じであるためその経緯等を課に尋ねたところ、市が高齢者の生きがいや健康づくりを図る必要があるなか、シルバー人材センターの事業は市の方向性と合致していることから当該貸付料は妥当なものと判断し、同じ貸付料を継続しているとのことであった。

市公有財産規則では、普通財産の貸付料は、適正な時価で定めなければならない旨が規定されており、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では公共団体又は公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するときに普通財産を無償又は時価よりも低い価格で貸付けることができる旨が規定されている。

これらの規定に基づいて普通財産の貸付料を無償又は時価よりも低く設定する際には、本来あるべき適正な貸付料を算定したうえで貸付先の事業目的等に鑑み政策的にどのくらいの額を減免しているかを常に明らかにして把握しておくことが必要である。しかしながら現在の課の説明ではこれが不十分であると思われることから十分に整理・検証することが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和8年度から適用される「土地、建物の無償貸付等の見直しに係る取扱基準」に基づき、適正な貸付料を算定し、シルバー人材センターへ令和5年11月9日に説明しました。

貸付料の算定方法については、下記に記載します。路線価や建物経過年数等については説明日時点のものです。

■土地貸付料

（算出方法） 前面道路路線価÷0.8×地積×40/1,000

110,000円÷0.8×573.76㎡×40/1,000=3,155,680円

シルバー人材センターは公益社団法人であり、75%減免となるため、

3,155,680円×25%=788,920円が説明日時点の土地の適正な貸付料となります。

■建物貸付料

（算出方法） 再調達価格－（再調達価格×80%×経過年数/耐用年数）×70/1,000

構造	鉄骨造
建物面積	632㎡
建築年月	平成27年1月
耐用年数	34年
経過年数	11年
再調達価格	134,920,000円

上記の面積のうち、シルバー人材センターへの貸付面積は582.98㎡のため、再調達価格は、134,920,000円÷632㎡×582.98㎡=124,455,161円となる。

124,455,161円－（124,455,161円×80%×11年/34年）×70/1,000=6,457,027円

シルバー人材センターは公益社団法人であり75%減免となるため、

6,457,027円×25%=1,614,257円が説明日時点の建物の適正な貸付料となります。

3 包括的支援体制構築事業業務委託について 【所管：地域福祉課】**A 改善要望事項**

包括的支援体制とは、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことである。

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を市が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要であることから、包括的支援体制構築事業業務（以下「構築業務」という。）を令和2年度から社会福祉法人川西市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託している。

包括的支援体制の構築に当たっての市と社会福祉協議会の役割分担について、課の説明によれば課の役割は体制構築（社会福祉協議会を含む相談支援機関の連携体制と庁内連携の体制作り）であり、社会福祉協議会は、支援対象者を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を担っているとのことである。このため、社会福祉協議会では受託した業務の実施に当たり、地域住民が抱えている複雑化・複合化した課題を解きほぐし、必要な支援をコーディネートする役割の相談支援包括化推進員を配置している。

この度の監査において構築業務委託契約書に規定されている業務実施計画書の提出を求めるとそれが作成されていないとのことであった。

構築業務委託の目的は体制の構築という概念的なものとなっていることから、その実施に当たっては市と社会福祉協議会が各々なすべき事を明確に示し、両者の役割のイメージを業務に当たる両者の職員が明確に持つ必要がある。

市と社会福祉協議会は業務の実施に当たり連携会議等を設けてそのような機会を確保しているとのことであるが、上記のように業務実施計画書が作成されていない等の事例が見受けられたことは両者の役割が十分に明確になっていないことの証左であると思われるので適切に対応することが望まれる。

なお、国は包括的支援体制の構築を具体的に進めるための事業として重層的支援体制整備事業を創設し、市でも6年度からこれを実施することとしている。構築業務委託は重層的支援体制整備事業の移行準備事業としての位置づけとなっていることから構築業務委託の効果検証を十分に行い、目的達成に努められたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今後は業務の委託にあたり、業務実施計画書を作成し業務の内容等を明確にするなど、適切に対応します。

4 事業所に対する指導監査について [所管：地域福祉課]**A 改善要望事項**

障害福祉サービス事業者や居宅介護支援事業所等に対する指導監査は、当該事業所が関係法令に従い適正に運営されているか確認等を行い、是正等すべき事項があれば必要な指導等を行い、事業の健全な運営等を図ることを目的としている。

指導監査業務はこれまで各サービスの利用者情報を保有する障害福祉課及び介護保険課において、事業者指定等に係る他の事務と一体的に実施していたが、従前より地域福祉課で行っていた社会福祉法人監査事務事業との一元化を図る目的で令和5年度から地域福祉課に移管された。

事務の移管に当たり、指導監査業務は前述のとおり事業者指定等に係る他の事務と一体的に行っていたが、地域福祉課の定数配分は2名の増員に留まったことから、指導監査業務のみを切り離して地域福祉課に移管することとなった。

指導監査業務の実施における課題は、課の説明では、障害福祉や介護保険サービスの利用者情報を保有していないため、事業者からの相談等に即応することが難しいこと、本来は一体的に実施すべき業務を分断した事による業務の非効率化、業務の集中による事務処理の遅延等を挙げている。

一元化によるメリットとデメリットを十分に検証し、部として最適な組織体制を構築することが望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指導監査関連業務の一元化については、分野を横断して一貫した方針の下で事業者に対する指導等を行うことができるという利点が確認された一方、虐待や苦情相談を中心として、業務の集中や輻輳により、業務量の面でも精神的な面でも職員に対する負担が過重となり、深刻な事務の遅延も見られる状況となっていました。

このため、一元化によるメリットとデメリットとを比較衡量した結果、各課において、それぞれが有する当該分野での専門性と利用者情報とを有機的に結びつけて業務を実施することが、より迅速かつ適切な対応につながるという結論に達したため、令和6年度から業務の執行体制を見直すこととしました。

具体的には、各分野の指導監査業務について福祉部副部長に一定の専決権を付与することにより、統一した方針の下での業務執行体制を確保しつつ、障害福祉サービス等事業者に対する指導監査業務は障害福祉課で、居宅介護支援事業所等に対する指導監査業務は介護保険課で、社会福祉法人に対する指導監査業務は地域福祉課でそれぞれ実施することとするとともに、障害福祉課及び介護保険課において必要な人員配置と人材育成が行われるよう、令和5年度に地域福祉課に新たに配置された2名の定数を両課に1名ずつ移管することで、一定の体制強化を図ることとしました。

5 課で管理する滞納債権について [所管：地域福祉課]

A 改善要望事項

課で管理する債権（老人福祉施設入所負担金、老人短期入所事業費負担金、高齢者住宅整備資金貸付金返還金）について確認したところ下表のような回答を得た。

名称	債権の種類	滞納金額（円）	件数（件）
老人福祉施設入所負担金	非強制徴収公債権	323,540	2
老人短期入所事業費負担金	非強制徴収公債権	216,283	3
高齢者住宅整備資金貸付金返還金	私債権	834,136	1

これらのうち、公債権である老人福祉施設入所負担金及び老人短期入所事業費負担金は、延滞金や督促手数料を徴収していないとのことであるがその理由が明確にされていなかったの
で、市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例に基づき適切に処理され
たい。

なお、老人短期入所事業費負担金のうち、1件は不納欠損処理を予定しているとのことであ
るが、当該債権に限らず不納欠損処理をする際にはその要件を十分に確認するよう留意され
たい。

また、いずれの債権も、徴収困難な案件は弁護士等の専門家の活用も検討するべきである
が、これが不十分であると見受けられた。公平性の観点からも十分な検討が望まれる。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

延滞金については、条例に基づき適切に処理を行います。なお、やむを得ない理由がある場
合は、免除の手続きを行います。

徴収困難な債権については、相続人を調査するなど不納欠損処理を行う前に再度、要件を満
たすかを確認のうえ処理を行います。

弁護士等の活用については、費用の面を考慮して行っていませんでしたが、市の総務課所属
の弁護士の活用等を検討します。

6 障がい者の地域生活及び一般就労への移行について [所管：障害福祉課]

A 改善要望事項

(1) 障がい者の福祉施設入所から地域生活への移行について

課が策定する第6期障がい福祉計画（令和3年度～5年度）では、障がい福祉施設入所者が施設を退所し、グループホームや一般住宅等の地域生活へ移行する人数について5年度末時点で7人を目標としていたが、新型コロナウイルス感染症により施設への訪問が制限された影響等もあり、4年度末時点の移行者数は2人に留まっており、目標値を下回っている。

施設入所者の障がいの状態及び家族の理解や支援の状況等は様々であり、地域移行への希望や地域生活に移行した後の受け入れ体制等についても様々である。このように個別の事例によって必要となる支援も異なるため、施設入所者の地域生活への移行においては、施設側の理解はもとより家族の理解等も必要であり、施設入所者やその家族等の状況や希望の把握をより丁寧に進めていく必要があるとしている。

2年度に設置された市障がい者基幹相談支援センターは地域移行支援及び地域定着支援事業所の指定を受けており、地域の相談支援の中核的な役割を担うこととなっている。今後も同センターと連携して、施設入所者やその家族等の個別のニーズがより丁寧に把握できるような方法を検討し、地域で受け入れできる体制づくりを進められたい。

(2) 障がい者の福祉施設利用から一般就労への移行について

課が策定する第6期障がい福祉計画（令和3年度～5年度）では、就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人数について5年度中に29人を目標としていたところ、4年度の移行実績は37人であり、目標値を上回っている。

課では障がい者の就労支援について、市障がい者雇用・就労推進本部を中心に雇用奨励金の創設や各種助成金の拡大、就労支援事業所の開設促進、セミナー等の実施による障がい者雇用に対する企業への理解の啓発等を進めている。また、市障がい者基幹相談支援センターにおいては、福祉的就労の体制づくりや一般就労後の定着等の支援を行っている。

しかしながら、障がい者が就労の意欲を持っても、就労可能な企業の不足により一般就労に結びつかないケースもあることから、企業へのアプローチによる雇用先の開拓が重要であると考えられる。

今後も市障がい者基幹相談支援センターと連携して積極的に企業に就労アプローチを行い、障がい者の一般就労の場を更に拡充されたい。

また、一般就労に加え、福祉施設で実施する作業等についても一般企業に働きかけを行い、障がい者の就労機会の獲得に取組まれたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

(1) 障がい者の福祉施設入所から地域生活への移行について

施設入所者やその家族等の個別のニーズ把握につきましては、令和6年度に実施する市障がい者自立支援協議会の議題とし手法の検討を行います。

(2) 障がい者の福祉施設利用から一般就労への移行について

令和6年度中に障がい者等の雇用・就労に総合的に取り組む拠点を創設します。今後は拠点と連携し、一般企業への働きかけ、共同受注窓口の実施を行うことで、障がい者の就労機会を創出していきます。

7 適正な審査を行うための取組について [所管：障害福祉課]

A 改善要望事項

課では、法定の障害福祉サービスの二次審査や、システムを介さない障害者地域生活支援事業の審査（移動支援や日中一時支援等）、障害者地域活動支援センター運営費補助金の審査等、様々な審査業務を行っている。

地域福祉課を中心に県と合同で実施する実地指導等に加え、課では請求誤りを防ぐために令和2年度に移動支援と日中一時支援の報酬を簡潔な単価に改定を行ったり、障害者地域活動支援センター運営費補助金の実績報告にあたり、4年度からはヒアリングに加えて事業所へ訪問して審査を行ったりするなど、請求誤りや不正請求を防ぐ取組を行っている。

4年度には新たな取組として事業者の社会的信用の向上や不祥事・犯罪の防止のため、事業者向けのコンプライアンス研修として、弁護士による講義及びグループワークを実施しているが、市内の全事業者の参加には至っていない。このような取組は開催するだけでなく、対象とする事業者が参加してこそ効果が発揮されるものであるため、事業者の参加率向上につながる仕組みを検討し、取組の効果がより発揮される体制を構築されたい。

今後とも事業所への働きかけや内部の審査体制の見直し等を行い、請求誤りや不正請求等を未然に防ぐような取組を実施されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

令和5年度は、不正請求を防ぐため、障害福祉サービスでは県と合同で実地指導等を通じ、適正に事業運営が図られるよう取り組みました。6年度は、実地指導等の取り組みとともに、障害福祉サービスの請求審査の際によく発生するエラー内容をまとめ、ホームページでの公表を通じ事業所に働きかけることで、請求の誤りを未然に防止します。

8 「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」について [所管：介護保険課]

A 改善要望事項

厚生労働省においては、地域共生社会の実現を図るため、令和2年6月に、介護保険法や老人福祉法、社会福祉法等の改正を一本化した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立している。

この改正では、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずることとなっている。

また、課では、高齢者のうち後期高齢者の割合が増加していくことにより、認知症の人や要介護認定者数がさらに増加していくと見込まれることから、認知症施策のさらなる推進や介護人材確保に取り組んでいく必要があると課題認識している。

このような動向を踏まえ、本市では、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（3年度～5年度）が終了することから、5年度中に、「第6次川西市総合計画」を上位計画とし、老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画と介護保険法第117条に定める介護保険事業計画とをあわせ、「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（6年度～8年度）として一体的に策定しようとしている。

次期計画の策定に向けて実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果等の具体的な課題を踏まえて、計画の基本理念である「全ての人が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」する計画を策定されたい。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）」は、本市の現状及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」、地域別に開催したワークショップ、認知症支援に関わる地域福祉活動団体との意見交換、市内の介護サービス事業者との意見交換などに基づく課題を踏まえた上で、介護保険運営協議会での協議を重ね、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えたためすべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的な施策を明らかにし、介護保険事業を安定的かつ充実したものにすることを目的として策定しました。

9 要介護（要支援）認定申請について 【所管：介護保険課】**A 改善要望事項**

要介護（要支援）認定は、認定調査票及び主治医意見書を基に、介護認定審査会（以下「審査会」という。）における総合的な判断を経て決定しており、適正かつ公平な審査が必要である。一方で、要介護（要支援）認定を受けている高齢者が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護（要支援）認定を速やかにかつ適正に実施することが求められている。

そのため厚生労働省は、平成30年度から更新申請の場合であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一であるなど、一定の要件を満たす場合には、審査会を簡素化して実施することを可能とした。

この見直しにより、本市では、認定の有効期間を24か月から36か月に延長することで申請件数を減らしてきたが、令和4年度の申請から処分までの平均日数は34日となっており、法定日数の30日以内の処分はできていない状況となっている。

申請件数の増加傾向により現状の審査会の処理能力を超えているため、処分の前にサービス利用を暫定で行わなくてはならなくなり、利用を控えることや自己負担が発生する可能性があるなど、市民への影響が懸念される。

5年度からは認定の有効期間を36か月から48か月にさらに延長したり、更新時に介護度が変わらなければ審査会にかけずに、1次判定のみで介護度を決定することで認定の簡素化を取入れているが、適正な介護保険制度運営のため、厚生労働省がとりまとめた審査会の簡素化に関する取組事例等を参考にして、法定日数を遵守するよう取組まれない。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

厚生労働省が取りまとめた審査会の簡素化に関する取組事例等を参考にして、令和5年度から認定審査会の簡素化に係る取組として、更新申請について「認定の有効期間を最大48か月に延長する」、「一次判定結果が前回の認定結果と同一であるなど、一定の要件を満たす場合には、審査会を簡素化して実施する」といった取組を実施しています。

また、認定調査における個人委託の拡充や新たな調査委託先の確保にも取り組んでおり、これらの取組を継続していくことで、認定申請から認定審査会による判定までに要する日数の縮減に努めます。